

市有林森林整備事業仕様書

本事業は、設計図書、森林土木工事仕様書（森林整備）、森林整備必携（治山工事標準仕様書）、SGEC 森林管理マニュアル（上小森林認証協議会策定）等によるほか、この特記仕様書により施工してください。

施工計画書、現場管理、しゅん工書類等の提出書類については、県治山事業と同様とします。

1. 事業名：令和8年度 市有林森林整備事業業務委託（下刈 その2）

2. 事業箇所：上田市真田町長（高寺市有林） 5.25ha

3. 施業期間：別紙入札公告のとおり

4. 下刈に関する仕様

- (1) 施業時期については、発注者の指示に従ってください。発注者の許可なく施業した場合はやり直しとなります。
- (2) 下刈りは全刈りとし、全区域を必ず地際から刈り払ってください。
- (3) 歩道等がある場合は、歩行の支障とならないように刈払い物を除去してください。
- (4) 苗木に巻きついたつる類は、苗木から取り外し、根元から除去してください。
- (5) 刈払いに際しては、苗木を損傷しないように、鎌又は刈払機の操作には常に注意し、苗木を中心として、外側の方向に刈り払ってください。なお、笹、雑草等の繁茂が激しい箇所では、あらかじめ鎌等で苗木の周囲を刈り払い、誤伐のないように注意してください。
- (6) 実生のカラマツについては刈払い物として除去しないでください。
- (7) 作業は、雑草等の繁茂の激しい箇所からはじめ、順次他に刈り進む等の方法としてください。
- (8) 使用する林道等の落石、土砂撤去や補修等は受注者が行ってください。

5. 安全の確保

事業の実施にあたっては、労働基準法、労働安全衛生法並びにこれらに基づく法令、規則、通達を遵守してください。また、作業従事者等が労働災害補償保険等に加入していることを確認してください。

6. 提出書類

- (1) 作業記録（週休二日制と分かるようにすること）
- (2) 作業計画表の写し（施業前に提出）
- (3) 実施状況写真（各 3 枚以上）
 - 着手前近景及び完了後近景（刈り払い対象がわかるように同一箇所で撮影すること）
 - 着手前遠景及び完了後遠景（比較できるよう同一箇所で撮影すること）
 - 施工中写真
- (4) その他、発注者が必要と認める資料等

7. 工期関係

- (1) 工期
 - 工期は、雨天・休日等を見込み、令和 8 年 8 月 7 日までとする。
- (2) 工事を施工しない日及び時間帯
 - ① 工事を施工しない日は、原則として、土曜日、日曜日、夏季休暇（8 月 13 日～16 日）、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）とする。ただし、事前に監督員と協議し承諾を得た場合は、この限りでない。
 - ② 工事を施工しない時間帯は、原則として、平日の午後 6 時から午前 8 時までとする。ただし、緊急を要する場合や夜間工事を必要とする場合など、事前に監督員と協議し承諾を得た場合は、この限りでない。
- (3) 週休 2 日工事（発注者指定方式）
 - 対象外工事 本工事は、週休 2 日工事の対象工事ではありません。
 - 対象工事（週単位） 本工事は、「週単位の週休 2 日工事」の対象工事です。

対象期間の全ての週において、土曜日及び日曜日を現場閉所するように設定し、施工計画書に記載すること。週の定義は、月曜日から日曜日までとし、やむを得ず土曜日及び日曜日に施工せざるを得ない場合は、事前に監督員と協議した上で、土曜日及び日曜日に代わる現場閉所日を同一の週で指定すること。なお、夜間工事で曜日を跨ぐ場合は、土曜日から日曜日へ跨ぐ夜間、日曜日から月曜日へ跨ぐ夜間で現場閉所を行ってれば、週単位の週休 2 日を達成しているものとみなす。

【週休 2 日工事の注意事項】

- ① 週単位の週休 2 日となるよう現場閉所日を設定し、施工計画書に記載すること。ただし、現場条件や施工時期等の制約が厳しく、現場閉所日の設定が困難な場合は、事前に監督員と週休 2 日の実施方法及びその確認方法について協議し、施工計画書を作成するものとする。
- ② 施工計画書に従い、現場閉所等を実施すること。
- ③ 施工計画書に記載した現場閉所等を変更する場合は、事前に監督員と協議し承諾

を得ること。

- ④ 掲示板を作成し、週休2日を実施する工事である旨を公衆の見やすい場所に明示すること。
- ⑤ 週休2日の取組実績に応じて補正分が変更されるとともに、工事成績評価も行われるので注意すること。
- ⑥ 週休2日工事の実施に当たっては、「上田市週休2日工事実施要領」に基づき行うこと。
- ⑦ 週休2日の対象外とする作業と期間は、下記のとおりとする。

作業	期間	備考
年末年始	6日間	
準備・片付け	作業期間	

8. その他注意事項

- (1) 受注者は、契約において定める受託料を、この事業以外に使用できません。また、受託事業に係る経費について、帳簿、証拠書類を備え、収支を明らかにしておくとともに、発注者の求めに応じ提示してください。
- (2) 受注者は、事業実施に影響を及ぼす事故、人命に損傷を生じた事故、第三者に損害を与えた事故等が発生した場合は、遅滞なくその状況を発注者に報告してください。
- (3) 通行人、通行車両等に対する安全管理、注意喚起について万全を期してください。
- (4) 受注者は、事業実施にあたり、既設構造物等に支障を及ぼさないよう必要な措置を講じてください。既設構造物等に損傷を与えるか、やむを得ず一時除去する必要等が生じた場合は、発注者に報告のうえ、既設構造物等の管理者の承諾を受けて適切な措置を講じてください。
- (5) 受注者は、事業実施により発生したごみ等を林内に放置せず持ち帰るとともに、火災予防に万全な措置をしてください。
- (6) 夏季における猛暑日などの過酷な環境下（炎天下や高温多湿場所）での作業による熱中症の発生が懸念される場合は、熱中症対策を講じること。
- (7) 受注者は、契約にあたり業務完了保証人を選定してください。
- (8) 週休二日制での作業工程を組み、週休二日制とわかるような書類を提出してください。
- (9) この仕様書及び契約書に記載されていない事項については、発注者と受注者が協議のうえ決定するものとします。

質問事項

設計書等に関する質問については、見積り、入札の2日前までに書面にて提出してください。